



別海町ごみの減量化大作戦! その39

平成29年度の分別収集とリサイクルの取り組み成果

昨年4月から新しい分別区分として「キッチンの油・貝殻・調理くず」を追加し、18種類でのごみの分別をお願いしているところですが、町民の皆さんの協力のもと、ごみの排出量、リサイクル率ともに目標数値を達成しました。

昨年度の成果は次のとおりです。引き続き、分別収集とリサイクルにご協力をお願いします。

成果1

別海町総合計画での目標数値		平成29年度実績数値
ごみの総量	5,000トン以内	4,991トン (H28 5,130トン)
もえるごみの量	3,348トン以内	2,944トン (H28 3,199トン)
リサイクル率	30%以上	33.7% (H28 26.6%)

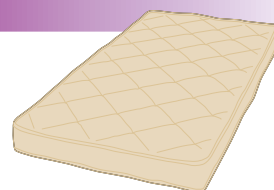
成果2

	回 収 量
キッチンの油	1.24トン
貝殻	37.36トン
調理くず	15.89トン
雑がみ・紙製容器包装	77.41トン (H28 36.59トン)

スプリングマットレスの収集処理を廃止します

本町のごみ処理場には、スプリングマットレスを処理できる設備がなく、解体することができないため、7月末でごみステーションでの収集とごみ処理場での受け入れを廃止します。

今後の排出については、下記担当へご相談ください。



市販の木材は、「もえないごみ」または「粗大ごみ」です

「家庭の枝・木くず」については、機械でオガ粉に加工し、牛舎の敷料などにリサイクルしています。「市販の木材」には、釘などの金属が含まれている可能性があるため、「もえないごみ」または「粗大ごみ」として排出してください。「粗大ごみ」として排出する場合は、ひもなどで一束にまとめてください。



今年のごみ減量 大作戦 「重点目標」

- 重点目標1 生ごみの水切りを徹底しましょう
- 重点目標2 家庭での食品の食べ切りを徹底しましょう
- 重点目標3 外食時にも食べ残しのないようにしましょう

問合せ／町民生活担当
(内線1212・1213)

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

8月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行です。くみ取りが必要な方は、**くみ取り月の前月20日**までにお申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

■くみ取り申込先 渡邊清掃株式会社 TEL75-2861

フリーダイヤル 0120-57-9310 ※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。
各支所および各連絡事務所でも受け付けできます。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



別海町における不法投棄の現状

本町では、毎年多くの不法投棄の報告を受けています。

啓発活動や指導等を行っていますが、依然として不法投棄は後を絶たず、年々手口が悪質、巧妙化している現状にあります。

不法投棄は美観を損なうだけでなく、悪臭や汚水による自然環境への深刻な影響、さらには火災等の災害が発生する危険性があります。

町民と行政が一体となり、「地域の目」で監視し、不法投棄撲滅を図っていきましょう。



ごみ分別「出前講座」を実施しています

「リサイクル大作戦」と題して、出前講座を実施しています。ごみの分別に係る説明を行い、質問にお答えします。町内会単位、職場単位などでお申し込みいただけます。ご希望がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

不法投棄は重大な犯罪です

不法投棄をした場合、個人の場合は5年以下の懲役または1千万円以下の罰金、法人の場合は3億円以下の罰金が科されます。不法投棄は絶対にしないでください。

不法投棄を発見した場合は、下記担当または警察へ連絡してください。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）



ペットは適切に飼育しましょう

ペットは、わたしたちの生活に安らぎを与えてくれる大切なパートナーです。

ペットの不適切な飼育による鳴き声、臭い、放し飼いなどの問題で、多くの相談や苦情が寄せられています。飼い主の方は、近隣の環境に配慮し、マナーを守って飼育するよう心掛けてください。

■犬を飼うときは町に登録してください

法律により、犬の飼育者は自治体への登録が義務付けられています。

犬の登録を行うと「鑑札」が発行されますので、首輪に装着してください。

万が一、犬が迷子になったときも、鑑札の番号を確認すれば、町で飼い主を特定することができます。

■犬は放し飼いしないでください

迷い犬を保護する案件が増えています。迷い犬が野犬になり、人や家畜に被害を与える可能性があります。

動物を飼育する以上は、最後まで責任を持って飼育する義務があります。捨てるなどといった行為は絶対にしないでください。

また、動物を遺棄すると「動物の愛護及び管理に関する法律」により罰せられる可能性があります。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

■野良猫にエサを与えないでください

猫に関する苦情が増加しています。

不適切に猫にエサを与えると、エサに集まった猫が周囲を糞尿で汚したり、食べ残しのエサにカラスが集まるなど、地域の生活環境に重大な影響をもたらし、近隣トラブルが生じる原因となります。

また、猫を飼っている方は、できるだけ屋内での飼育をお願いします。

町に捕獲の依頼を受ける場合がありますが、捕獲や駆除の対象となる動物ではないため、捕獲することはできません。

猫による被害に対しては、家や庭等に近寄らせないといった対策を行ってください。対策例は以下のとおりです。

【対策1】 臭いに刺激のある物や猫が嫌う物を置いたり、まいたりする。

- ・臭いに刺激がある物の例
生ニンニク、唐辛子、木酢液、食用酢、どくだみ茶などの茶殻、お米のとぎ汁(とぎ始めの濃い汁)、コーヒーかす

【対策2】 猫が嫌う環境をつくる

- ・ハーブやレモングラスなどの植物を植える

【対策3】 猫の侵入を防止する

- ・テグスや網またはネットを使って侵入を防ぐ

【対策4】 周辺に食べ物を放置しない

- ・餌付けと同じ状況をつくらない